

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成17年12月1日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条指導部の款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (2) 学校教育に係る重要な事務事業の調査及び研究に関する事。
- (3) 幼稚園教育、小学校教育、中学校教育及び高等学校教育に関する事。
- (4) 学校教育活動の振興に関する事。
- (5) 高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (6) 公立高等学校入学者選抜事務に関する事。
- (7) 英語教育外国人指導員に関する事。
- (8) 教育団体の教育活動の振興に関する事。
- (9) 人権教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (10) 人権教育に係る事業の実施に関する事。
- (11) 京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設(以下「学習施設」という。)の運営に関する事。
- (12) 中学校二部学級の運営に関する事。
- (13) 教育機関との連絡調整に関する事。
- (14) 部内庶務に関する事。
- (15) 課内、下京中学校教育企画推進室、工業高校改革推進室及び音楽高校改革推進室の庶務に関

すること。

指導主事室

- (1) 学校運営の指導に関する事。
- (2) 教育課程に係る基準の設定及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書の採択その他教材の使用に係る指導に関する事。
- (4) 教育評価に係る指導に関する事。
- (5) 進路指導に関する事。
- (6) 総合教育センターの行う研修その他の事業の援助に関する事。
- (7) 学校教育活動の指導に係る連絡調整に関する事。
- (8) 人権教育に係る指導に関する事。
- (9) 学習施設の管理及び同施設における事業の実施及び指導に関する事。
- (10) 他の課等の所管に属さない学校教育活動の指導に関する事。

西京高等学校新学科企画推進室

- (1) 西京高等学校新学科の教育活動推進に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 西京高等学校新学科の教育活動推進に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 西京高等学校新学科の教育活動推進に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室

- (1) 塔南高等学校教育学科（仮称）の開設に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 塔南高等学校教育学科（仮称）の開設に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 塔南高等学校教育学科（仮称）の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

第2条指導部の款学校指導課の項の次に次の1項を加える。

下京中学校教育企画推進室

- (1) 下京中学校の教育に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 下京中学校の教育に係る調査及び研究に関する事。

(3) 下京中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)